

払戻金制度

株式会社ビッグアビリティ

第1条（業務委託費の返還）

乙が甲に紹介した候補者が、甲において執務を始めた日から起算して、3ヶ月以内に、当人の一身上の都合で退職した場合は、乙は手数料に関する事項の第2条に基づき既に甲から受領した当該者についての業務委託料：人材紹介に関する手数料を次の各号の通り甲に返金するものとする。

ア、当該入社人材の退職日が、入社日から1ヶ月未満の場合・・・75%を返金。

イ、当該入社人材の退職日が、入社日から1ヶ月以上で2ヶ月未満の場合・・・50%を返金。

ウ、当該入社人材の退職日が、入社日から2ヶ月以上で3ヶ月未満の場合・・・25%を返金。

第2条（払戻金制度の内容変更）

上記「第1条」の定めに関わらず、甲と乙の協議のもと、払戻金の計算料率については変更出来るものとする。

その変更内容については、個別の「人材紹介に関する契約書」締結時にその中に明示をすることを原則とするが、甲と乙が各々の事情、状況、理由を協議し、該当案件の性質に基づき個別に決定するものとする。